

第 14 章 自己点検・評価

【到達目標】

自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムとして、自己点検評価委員会を設置・運営し、大学として適切な水準を維持するとともに、大学の理念・目的の実現を図る。

自己点検・評価の結果に基づく改革・改善の実施を確実に行うために、自己点検評価委員会を各種委員会、関係部署との連携を密にし、実施・報告の流れを明確にすると同時に、父母や卒業生等の意見や助言を聴取するためのシステム構築を目指す。

①自己点検・評価

●自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

【現状説明】

本学は、1991 年 7 月の大学設置基準改正によって点検・評価が努力義務とされたことを受け、同年 12 月に「教育・研究評価に関する特別委員会」を設置、教育・研究の活性化を念頭においた点検・評価作業を実施した。その後、各委員会における点検評価事項の統合化を図り、改善事項の具体化と実施計画の策定を行うべく、1993 年に「北星学園大学 点検評価に関する規程」を制定し、同規程により全学点検評価委員会を設置した。全学点検評価委員会は 2005 年度より自己点検評価委員会と名称を変更し、現在に至っている。自己点検評価委員会は、本学における全学的事項についての点検評価の基本方針を策定し、本学の教育研究、管理運営及び財務等に係る点検評価を行う。委員会の構成員は委員長である学長、副学長、学部長、短期大学部長、スミス・ミッションセンター部長（チャプレン）、事務局長、事務局次長、大学に所属する事務職員のうち、事務局長により指名された者 2 人である。2007 年度は事務職員から学生支援課長、教育・研究支援課長が指名され、委員となっている。また、委員会は次に挙げる事項について点検評価を行っている。

1. 本学の在り方及び目標に関すること
2. 本学の管理運営の在り方及び組織並びに機構に関すること
3. 本学の教育研究活動等の在り方及び目標に関すること
4. 本学の教育課程、教育組織及び目標に関すること
5. 本学の研究組織及び研究活動に関すること
6. 本学の財務、施設設備及び環境に関すること
7. 本学の学生募集及び入学に関すること
8. 本学の学生の課外活動、福利厚生及び就職に関すること
9. 本学の図書館及び学術情報の提供に関すること
10. 本学のスミス・ミッションセンターの活動に関すること
11. 本学の国際交流に関すること
12. 本学の社会との連携交流に関すること
13. その他点検評価に関して必要な事項

毎年度の自己点検評価結果は報告書にまとめられ、公表されている。

また、学長、副学長、学部長、短期大学部長、スミス・ミッションセンター部長及び事務局長は、委員会の点検評価の結果に鑑み、その業務について改善が必要であると認めた場合には、その改善に努めなければならない。更に学長は、学部、短期大学部、大学院、図書館その他の部局において具体的な改善策を検討することが必要であると認めた場合には、その検討を指示することができる。指示を受けた部局は、部局における検討の後具体的な改善策を学長に報告しなければならない。

【点検・評価】

本学では、「大学学則」及び「大学院学則」に教育研究水準の向上及び活性化を図り、その目的と社会的使命を果たすために、教育研究活動等について点検及び評価を行うことを定めている。また、自ら行う点検評価に関しては、組織の構成、組織の運営、審議事項、結果の対応等について「点検評価に関する規程」を定めている。この規程の下で自己点検評価は毎年度行われ、報告書としてまとめられており、恒常的に行うための制度システムは、整備されていると言える。

1998年度より、「自己点検評価報告書」の様式に「全学点検評価委員会（現自己点検評価委員会）からの評価」欄を設け、委員会としての評価を各部局等にフィードバックしている。なお、「自己点検評価報告書」は、データ編とともに冊子体で全教員、全課に配布している。これらは大学の公式資料として活用されており、学内での自己点検・自己評価に対する理解を広げ、業務上幅広い協力を得るために機能していることも長所として指摘できる。

問題点としては、以前から自己点検評価委員会のあり方について、委員会の目的等の確認及び充実が課題として挙げられてきた。しかし、現在のところ具体的な取り組みの実施には至っておらず、今後も引き続き課題としたい。

【改善方策】

課題として挙げられている委員会の目的等の確認及び充実について、関係委員会、特に運営・財務点検委員会との関係を整理し、自己点検評価委員会の目的等を再確認する。運営・財務点検委員会は、本学における組織運営及び財務処理が法令及び大学諸規程則り適切に遂行されているか、公正かつ客観的な観点から点検し、本学の経営にとって必要な改善策について適切な助言又は提案を行うことにより、健全な経営と社会的信頼を保持することを目的として、2005年度より新たに設置された委員会である。この課題については、企画運営会議において検討・整理を行っていくこととする。

②自己点検・評価と改善・改革システムの連結

●自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

【現状説明】

自己点検・評価結果の活用について「北星学園大学 点検評価に関する規程」第4条第3項に「本学における全学的事項についての点検評価に係る年次報告書の作成及び公表に関すること」同条第4項に「本学における全学的事項についての点検評価に係る総合調整に関すること」が定められて

いる。この規程に基づき、自己点検評価委員会では 1993 年度以降各学科・部門等から提出された「自己点検評価報告書」をとりまとめ、データ編とともに『自己点検評価報告書・自己点検評価資料』を作成して全教員及び全課に配布している。これをもとに大学評議会において、全教員出席の下、年度総括として報告及び質疑応答を行っている。また、点検評価報告書にまとめられた結果で、改善の必要なものがあれば、学長及び部局長は改善に努力することを「点検評価に関する規程」に定めている。

自己点検評価委員会は、委員長である学長をはじめ、各学部長等の大学運営執行責任者により構成されているため、全学的な観点の改善提言等も取り上げやすく、また問題があった場合にどこかに提言をして検討を経るという余分な時間をかけずに済むようになっている。

【点検・評価】

自己点検・評価結果を将来の発展に向けた方策へと繋げていくための制度は整備されていると言える。「自己点検評価報告書」には、本年度の課題、それらに対する取り組みの結果と点検・評価を踏まえた上で設定される「次年度への課題」を記述することになっている。また「自己点検評価委員会からの評価」欄を設けて評価結果のフィードバックを行い、各部局における課題を整理し、問題解決に向けた具体的な方策の検討を行う上で役立っている。

ただ、現在では自己点検評価報告書の提出は年度末のみとなっており、今後は年度途中での中間報告を行う必要がある。

【改善方策】

中間報告の提出は前項目でも触れたとおり、委員会の取り組み課題としても挙げられている。年度途中に各委員会からの課題取り組み状況を中間報告として提出させ、その状況に応じて助言を行うといった、改善・改革の進捗を検証するシステムを構築する。具体的な実施方法については現在検討中である。

③自己点検・評価に対する学外者による検証

●自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

【現状説明】

本学では、自己点検・評価が自己目的化することのないよう、その視点と基準を大学基準協会に求め、2000 年度に相互評価を申請し、適格認定を受けた。自己点検・評価に関しては「活発な自己点検・評価活動、学生の授業評価、教員の研究活動調査を行っていることは評価できる。また、点検・評価の結果、改善の必要がある場合は、学長、部局長に改善の努力義務を果たすなど、自己点検・評価の結果を改善に結びつける工夫がなされている」との長所の指摘を受けた。

学内においては、自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するために、学外者の意見聴取等を行う制度の構築及び評価基準の策定が検討課題として挙げられてきたが、未だ実施には至っていない。

【点検・評価】

2000 年度に大学基準協会の相互評価を受けたことは、学外機関による客観的な検証によって、本学における自己点検・評価の客観性・妥当性を確保するための基本的な措置を講じたと言える。

ただ、現状説明で述べたように、自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するため学外者からの意見聴取や評価基準の策定については、課題として挙げられているものの実施には至っておらず、早急に取り組みを行う必要がある。

【改善方策】

上記に挙げた 2 つの課題については、以下のとおり取り組みを進めていくこととする。

・自己点検評価の評価基準の策定

自己点検評価委員会からの評価をより客観的なものとするために、各委員会における評価の観点や達成度（数値的データを含む）等、評価に関しての基準策定について検討する。その際、他大学の評価基準を参考に、具体的な指針を定めて評価基準の策定案を作成する。

・学生（又は保護者、卒業生）による評価実施の検討

この課題は、大学基準協会の定める主要点検・評価項目中の「自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組みの導入状況」（C 群項目）を視野に入れたものであり、自己点検・評価の客観性を高めるという観点から、学外者の意見を聴取する具体的な方策を検討することとする。

●外部評価を行う際の、外部評価者の選任手続の適切性（C 群項目）

●外部評価者による外部評価の適切性（C 群項目）

●外部評価と自己点検・評価との関係（C 群項目）

【現状説明】

「北星学園大学 点検評価に関する規程」では、外部評価について第 13 条に「委員会は、必要があると認めた場合には、実施した点検評価の結果について学外者に検証を依頼することができる」ことを定めているが、現在のところ自己点検・評価システム自体には、外部評価者により点検・評価結果を検証する仕組みはない。しかしながら、本学は大学基準協会の維持会員として、文学部は 1981 年に、経済学部は 1991 年に、社会福祉学部は 1996 年に承認されており、2000 年度に同協会の相互評価を受けた経験がある。その際評価機関の選定にあたっては、全学点検評価委員会（当時）での決定を受けて、大学評議会において最終的な決定が行われた。また、2005 年度には「点検評価に関する規程」に「学長は、評議会の承認を得て、認証評価機関に本学の点検評価を依頼することができる」旨が明記された（第 14 条）。

【点検・評価】

大学基準協会は多くの加盟校を持ち、大学評価においては十分な実績を持つ評価機関であるため、第三者評価機関としてふさわしいと言える。また、2000 年度の相互評価の際に受けた助言や参考意見は、本学の資質向上に結びつく適当なものであった。

今後は本学における自己点検・評価のシステム自体に、学外者の評価を取り入れていく必要があるだろう。

[改善方策]

自己点検・評価のプロセスに学外者の意見を反映させる仕組みの導入については、前項に述べたとおり検討を進めていくが、その際に学外評価者の選任手続についても、具体的な実施方策を定めることとする。

④大学に対する社会的評価

●大学・学部の社会的評価の検証状況（C群項目）

[現状説明]

本学では、大学・学部に対する社会的評価を検証する仕組みは現在のところ持っていない。しかしながら、予備校を始めとする受験産業による検証結果や、各種出版物に掲載される「大学ランキング」等のデータについては、参考資料として常任理事会や部局連絡会等で報告されている。

また、入試動向や就職状況も社会的評価を検証するための指針として挙げられる。

[点検・評価]

受験生向けに書かれた情報がそのまま大学・学部の社会的評価であるとは言えないものの、評価項目の中には参考となるものも存在する。こうしたデータを今後の大学運営や広報活動に活かしていくことも大切であるが、より幅広い視野のもとでの社会的評価を検証する必要があるだろう。

[改善方策]

上に述べたように、受験生向けのランキング及び入試動向、就職状況は、大学の社会的評価についての一つの指標になるには違いないが、今後は卒業生、保護者、就職先の企業、更に地域の意見を積極的に聴取し、幅広い視点から大学・学部の社会的評価を検証していくこととする。

⑤大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応

●文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告などに対する対応

[現状説明]

本項目は、前回大学基準協会の相互評価を受けた 2000 年度以降の対応状況について述べることにする。

A. 文部科学省

2002 年度に文学部心理・応用コミュニケーション学科及び経済学部経済法学科の設置認可を受けた際に、文部科学省より「編入学生の受け入れについては、定員の遵守、学科の設置の趣旨に沿った既修得単位の認定及び履修上の配慮に努めること」との留意事項が付された。これを受けて、本学は留意事項に対する対応状況及び年次計画の履行状況を、完成年度である 2005 年度まで毎年度報告を行った。

B. 大学基準協会

2000 年度に受けた相互評価の結果、大学基準協会から勧告はなかったが、特に問題点の指摘に関わる 6 項目の助言を受けた。全学点検評価委員会（当時）は、各事項について関係部署に取り組み状況の報告をさせ、その内容を検討した上で更に改善が必要と判断された事項については検討を依頼した。取り組みの結果について、2004 年 7 月に「改善報告書」として大学基準協会に提出した。

[点検・評価]

A. 文部科学省

文学部心理・応用コミュニケーション学科及び経済学部経済法学科は、編入学定員を確保する取り組みを行ってきたが、2005 年度の報告の段階で編入学生の定員を遵守することができなかった。心理・応用コミュニケーション学科は併設する北星学園大学短期大学部からの入学者の確保に向けた取り組みを強化し、同短期大学部からの推薦等による入学者は確保できたが、編入学定員を遵守するには至らなかった。また、経済法学科は受験者が定員を上回ることもなく、同短期大学部からの推薦等による入学者 1 名の確保に留まり、編入学定員を遵守することができなかった。

B. 大学基準協会

全学点検評価委員会が中心となり、関係部署が連携して助言に沿った改善への取り組みを行った結果、本学が提出した「改善報告書」に対し、社会人入学者や編入学生の確保について一層の改善努力を除いて、本学の改善の取り組みが評価された。

一層の改善が必要とされた社会人入学者及び編入学生の確保に関しては、その後も各種取り組みを行っているが、現時点においても改善が図られておらず問題である。今後も引き続き改善に向けた取り組みを行っていく。

[改善方策]

A. 文部科学省

編入学定員の遵守については、特に経済学部経済法学科において依然厳しい状況が続いており、今後も引き続き、編入学定員確保に向けた取り組みを強化し、努力していくこととする。

なお、受け入れた編入学生については、2 年間で卒業要件を満たし得るよう単位認定を行うとともに、より一層の指導体制の強化を図る。

B. 大学基準協会

第三者評価機関による評価は、あくまで自己改善のための手段である。第三者評価自体が目的化することのないよう、改善報告の終了後も継続して課題検討に取り組む体制を充実していく。